

令和7年度「情報ガイドブック」に関する主な取り組み（予定）

※項目番号は、「情報ガイドブック～あなたとまちをつなぐ本～」の「情報提供・収集の具体的方法」（P5～P13）と合わせています。

（５）出前講座

【参考2（情報ガイドブック）7ページ】 【参考3（出前講座 メニュー表）】

・全61講座（令和7年1月現在）※令和7年度に向けたメニュー見直し調査を実施中

（６）町のいろんな会議内容の公表

【参考2（情報ガイドブック）8ページ】

・基本的に町ホームページに会議内容を掲載します。

	附属機関の名称	附属機関の設置目的	開催回数
1	芦屋町住民参画推進会議	芦屋町住民参画まちづくり条例の見直し及び住民参画のまちづくりに関する調査審議を行うため。	2回
2	第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	第6次芦屋町総合振興計画（後期基本計画）の策定に関する調査審議を行うため。	5回
3	芦屋町都市計画審議会	都市計画法によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議を行うため。	2回
4	芦屋町地方創生推進委員会	芦屋町人口ビジョン及び芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、評価及び検証に関する審議を行うため。	1回
5	芦屋町国民健康保険運営協議会	芦屋町国民健康保険事業の運営に関する事項の審議を行うため。	6回
6	地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会	事業年度における業務の実績に関する評価、中期目標の期間における業務の実績に関する評価等を行うため。	3回
7	芦屋町環境審議会	環境基本計画及び環境基本条例など環境の保全に関する基本的事項について、調査審議を行うため。	1回
8	芦屋町環境美化推進委員会	芦屋町における環境美化の促進及びその保持を図るため、地域環境の美化活動等を実践することにより、町民一人ひとりの環境美化に対する意識向上を図るとともに、町の施策への協力及び提言を行うため。	2回
9	芦屋町交通安全推進協議会	交通安全運動の推進並びに交通環境の整備、改善及び交通事故の防止を図るため。	2回

10	芦屋町空家等対策協議会	空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため。	4回
11	芦屋町地域包括ケア推進委員会	高齢者の尊厳の保持と自立生活の目的のもと、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、計画の策定及び体制の整備等を図るため。	2回
12	芦屋町地域福祉計画推進委員会	芦屋町地域福祉計画、芦屋町いのちを支える計画、芦屋町成年後見制度利用促進計画、芦屋町再犯防止推進計画の策定及び推進のため。	2回
13	芦屋町障害福祉計画推進委員会	障害者計画及び障害福祉計画に係る調査審議及び推進のため。	1回
14	子ども・子育て会議	芦屋町こども計画の策定に係る審議及び進捗管理、その他芦屋町の子ども・子育てに係る意見提案のため。	1回
15	芦屋町健康づくり推進協議会	町民の健康づくりを積極的に推進するため、知識の普及及び地域、家庭、職場ぐるみの健康活動を助長し、明るく健康で住みよい町づくりに寄与するため。	2回
16	芦屋町観光基本構想推進委員会	芦屋町観光基本構想に関する必要な事項の調査及び審議を行うため。	1回
17	芦屋港活性化推進委員会	芦屋港の将来目指すべき方向と展望を示すとともに、観光レジャーの要素をもつ港や周辺機能などの活性化に関する事項の調査審議を行うため。	2回
18	芦屋町文化財保護委員会	芦屋町の主要文化財の保存及び活用並びに文化財に関する調査研究を行うため。	2回
19	芦屋町学校給食センター運営審議委員会	芦屋町学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため。	2回
20	芦屋町男女共同参画審議会	男女共同参画社会の形成の推進に関する基本計画の策定にあたり、幅広く意見を求め、その基本計画を円滑に推進するため。	1回

21	芦屋町青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な事項の調査審議を行うため。	2回
22	芦屋町公民館運営審議会兼社会教育委員会	公民館における各種事業の企画実施について調査審議を行うため。また、社会教育に関する意見を聴取を行うため。	2回
23	芦屋町スポーツ推進委員会	スポーツに関する事業について幅広い意見を求め、町のスポーツ振興・推進を図るため。	12回

(7) 町長への手紙

【参考2（情報ガイドブック）8ページ】 【参考4（町長への手紙 見本）】

・広報あしやへの折込み（年2回：6月号、12月号）

(9) パブリックコメント

【参考2（情報ガイドブック）9ページ】

	政策等の名称	政策等の概要	実施期間
1	第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画	町の将来像や基本方針を総合的かつ体系的にまとめた、町の最上位計画であり、町の経営方針。基本構想（10年）、基本計画（前期：5年、後期5年）及び実施計画（3年計画で毎年度見直し）で構成されている。基本計画（前期）が終了することから、「第6次芦屋町総合振興計画後期計画」を策定するもの。	令和7年12月～令和8年1月
2	芦屋町都市計画マスタープラン	都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定による、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、芦屋町の都市づくりに関する基本的な方針を示すことを目的としている。この度、策定から10年が経過することから中間年次の見直しを行うもの。	令和7年12月～令和8年1月
3	第2次芦屋町地域強靱化計画	「国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、事前防災・減災の観点から、あらゆる災害に対応するためハード・ソフト両面からの対策を適切に組合せて効果的に施策を推進し、強靱な地域づくりを目指すための指針として、策定するもの。	令和7年12月～令和8年1月
4	芦屋町健康増進計画	健康増進法第8条第1項の規定に基づき、行政、関係団体、学校、職域、地域、家庭が一体となって、町民一人一人の主体的な健康づくりを推進していくための計画を策定するもの。	令和7年12月～令和8年1月

(10) アンケート調査の実施

【参考2（情報ガイドブック）10ページ】

	アンケートの名称	実施目的（概要）	対象者	実施月	前回回収率	HP公表予定
1	高齢者福祉計画策定に係る住民アンケート	第10期芦屋町高齢者福祉計画に対する当事者（高齢者）からの評価や、今後の高齢者福祉に対する意向を把握するため。	65歳以上の町民	1～2月	56%	有
2	学童クラブ利用者アンケート	学童クラブ利用のサービス向上のため。	学童クラブ利用者	1月	78%	有
3	各種補助金に関するアンケート	芦屋町独自の補助金について利用者の意見等を把握し、効果の検証を行うため。（実施時期等は各係による） 【補助金名】 ・出産祝金 ・新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金 ・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金 ・定住促進奨励金	補助金受給者	-	-	-

(11) ワークショップ

【参考2（情報ガイドブック）10ページ】

- ・令和7年度は予定がありません。

(12) 説明会

【参考2（情報ガイドブック）11ページ】

- ・令和7年度は予定がありません。

(16) いろんな委員の選び方

【参考2（情報ガイドブック）13ページ】

- ・ 附属機関における委員改選の実施

	附属機関の名称	附属機関の設置目的	任期	委員総数	うち公募委員
1	芦屋町都市計画審議会	都市計画法によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議を行うため。	令和7年11月1日～令和11年10月31日	10人	1人
2	芦屋町地域包括ケア推進委員会	高齢者の尊厳の保持と自立生活の目的のもと、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、計画の策定及び体制の整備等を図るため。	令和7年6月1日～令和10年5月31日	14人	1人
3	芦屋町地域福祉計画推進委員会	芦屋町地域福祉計画、芦屋町のちを支える計画、芦屋町成年後見制度利用促進計画、芦屋町再犯防止推進計画の策定及び推進のため。	令和7年6月1日～令和10年5月31日	16人	2人
4	芦屋町環境審議会	環境基本計画及び環境基本条例など環境の保全に関する基本的事項について、調査審議を行うため。	令和7年5月22日～令和9年5月21日	10人	1人

- ・ 附属機関における委員の任期や選出区分等の見直し

※令和7年度は予定がありません。

(17) 自治区担当職員制度

【参考2（情報ガイドブック）13ページ】

- ・ 自治区行事支援

※申出に応じ支援実施（令和7年5月の区長会で調査予定）

- ・ 計画策定等活性化支援

※申出に応じ支援実施（令和6年12月末現在、支援中の自治区なし）